

●朝倉市役所（代表）☎ 22-1111 FAX 22-1118

平成29年7月九州北部豪雨災害 朝倉市追悼式

防災交通課

■日時：7月5日（木）10時30分～／
開場9時30分

※献花は閉式後、12時まで受け付けます。

■場所：サンライズ杷木

※献花用の花は用意しています。

※香料、供花、供物などは、辞退させていただきます。

※一般参列者席も用意しています（参列は平服で構いません）。

問 市防災交通課（☎ 228-7556）

平成29年7月九州北部豪雨 経営体育成支援事業および農業機械・ 施設災害復旧支援事業

農業振興課

被災した農業用機械・施設の修繕および再取得等について、国および県の事業により支援を行います。

■対象：農業用機械・施設が被災した

旨の証明を受けた農業者

■補助内容：①被災した農業用機械の修繕・再取得 ②被災した農業用施設の修繕・再取得

※事業申請・交付決定前の着工は、要件を満たす場合に限ります。

※詳しくはお問い合わせください。

■補助率：①農業用機械の修繕・再取

得に必要な事業費（消費税抜き）の5／10以内 ②農業用施設の修繕・再取得に必要な事業費（消費税抜き）の8／10以内

■要件：①金融機関からの融資を活用し事業を実施すること②経営コストの縮減など、成果目標を設定すること

※事業申請・交付決定前の着工は、要件を満たす場合に限ります。

左記のとおり終了します。

■申請期限：6月29日（金）17時まで

問 市農業振興課（☎ 228-7863）

平成29年7月九州北部豪雨 被災商工業者のための第1次 義援金の受付を終了します

商工観光課

全国から寄せられた義援金について、昨年12月から被災商工業者（店舗、事業所等）のための第1次義援金（一律配分）の受付を行っていましたが、

※ただし、施設の移設は被災した土地での再建が困難な場合に限ります。

※詳しくはお問い合わせください。

※詳しくはお問い合わせください。

心と体の発達教育相談

教育課

福岡県教育委員会では、就学前のお子さんと保護者を対象とした教育相談を実施します。

日常の家庭生活や、幼稚園・保育所などで困っていること、就学に向けて不安なことなどについて、専門家から個別にアドバイスを受けることができます。

※ことばの遅れの相談は、言語聴覚士が派遣される8月4日（土）に申し込みください。

■期日：①8月4日（土）②8月6日（月）

■時間：13時～16時30分

■場所：①小郡市総合保健福祉センター「あすでらす」1階 検診室（小郡市二森1167-1）②北筑後保健福

■申込方法：申込用紙を市教育課（ピーポート甘木3階）へ提出

※申込書は市教育課で配布

■申込期限：6月8日（金）

問 市教育課（☎ 222-2333）

●朝倉市役所（代表）☎ 22-1111 FAX 22-1118

退職（失業）した人は 国民年金の加入が必要です

厚生年金に加入していた60歳未満の人が退職（失業）した場合、国民年金の加入手続きが必要です。手続きが済んでいない人は、市保険年金課（朝倉・杷木支所市民窓口係）で手続きをしてください。配偶者扶養していた人が退職（失業）した場合、扶養されている配偶者も国民年金の加入手続きが必要です。

○保険料の納付
国民年金に加入した月から国民年金保険料を納めることになります。
納付方法は、年金事務所から送付される納付書または口座振替等です。
口座振替を希望する人は、市保険年金課（朝倉・杷木支所市民窓口係）または金融機関で手続きをしてください。
保険料の納付が難しい場合は特例免除申請を行ないます。

退職（失業）した人は、特例免除制度を利用できます（下表参照）。特例免除とは、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付を免除するものです。ただし、配偶者世帯主に一定以上の所得があるときは認められない場合があります。



保険年金課

朝倉市消防操法 大会を開催



問 市防災交通課（☎ 228-7554）

（予定）

■時日：6月3日（日）8時～13時

■場所：比良松中学校グラウンド

消防団による朝倉市消防操法大会を開催します。

消防操法とは、火災現場における迅速・正確な送水、放水を行うための要領で、大会は各分団の日ごろの訓練の成果である技術を披露し、競技する場です。

市民の皆さん、消防団の勇姿をぜひ観覧ください。

防災交通課

忙しいママ・パパのための 楽しい防災教室

皆さんの家では、災害が起きたときのために非常持出袋を準備したり、家族で避難場所について話をすることがありますか？

地震のニュースを見て、「こんな備えをすればいいか知りたい。でも子ども連れだと、防災講座には行きにくい……」と思つたことはありますか？

そんなママ・パパのために、楽しい防災について学ぶ「親子ミニ防災教室」を開催します。防災士を講師に迎え、公民館などどこでも出前せんか？

そんなママ・パパのために、楽しい防災について学ぶ「親子ミニ防災教室」を開催します。防災士を講師に迎え、公民館などどこでも出前します。

■期日：8月以降（予定）

■対象：0～6歳くらいの子どもと保護者。母親たちの集まり、育児サークル、子育てひろばなど、どこでも実施可能（参加人数は5人～30人）

■申込方法：①団体名 ②代表者の氏名・連絡先 ③参加予定人数を明記し、市防災交通課へ電話またはFAX（228-0418）、電子メール



問 市防災交通課（☎ 228-7556）

（bou-syoubou@city.asakura.lg.jp）のいすれかで申し込む。

（bou-syoubou@city.asakura.lg.jp）のいすれかで申し込む。

■申込締切：6月29日（金）

※申込多数の場合は、事務局による厳正な抽選で決定しますので、希望にそえない場合があります。

■実績：ひろにわ保育所、杷木コムユ

ニティ連合会、大福幼稚園など

親子ミニ防災教室を 出前します

防災交通課

6月は環境月間です。この機会に環境について考えてみませんか

環境課

「思いっきり しん呼吸 人と自然がひびき合うまち あさくら」

市では、環境基本計画を策定し、「思いっきり しん呼吸 人と自然がひびき合うまち あさくら」を実現するため、市民、民間団体、事業者、行政それぞれが互いに補完しあい、協働しながら良好な地域環境および地球環境を創造することを目指しています。

家庭では、さまざまなエネルギーを消費しています。家庭部門のエネルギー消費量は、世帯数の増加、機器の大型・多様化、より快適な生活を求めるライフスタイルを背景とした機器保有台数の増加や使用時間の変化などにより増加していると考えられています。

また、二酸化炭素排出量を燃料種別に比較すると、電気からの排出量が最も多くなっています。環境負荷低減のために、家庭での次のような取り組みが求められています。

・家電製品などの買い替えは、省工

・性能の高い家電を選択しましょう

・電源をこまめに切るなど、機器の使

用を見直して省エネに努めましょう

・環境家計簿をつけて、家庭の二酸

化炭素排出量の管理をしましよう

問 市環境課（内線65-11）

5月～10月までクールビズ実施中 地球温暖化・節電対策

市役所では、省エネルギーや地

球温暖化防止のため、夏の軽装

「クールビズ」に取り組んでいます。

平成30年度も引き続き5月1日（火）から10月31日（水）までクールビズを実施しています。

職員の執務中の服装は、ノーネ

クタイ・ノージャケットとし、あわ

せて半袖シャツやポロシャツも推

奨めています。また、戸舎の冷房の

温度設定を28度として、温室効果

ガス削減に努めています。

皆さんも市役所へ来庁する際は

軽装でお越しください。ご理解と

協力をお願いします。

問 市人事秘書課（☎ 228-7592）

（注1）失業した日は離職日の翌日です。12月31日に離職したときは翌年が失業の事由が発生した年となります。

（注2）申請時点から2年1ヶ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできないため、平成28年4月以前の期間は申請することができません。

（注3）平成30年7月以降の免除申請は、平成30年7月から受付可能です。

■特例免除の申請が可能な期間（平成30年6月に申請する場合）

失業の事由が発生した年（注1）	特例免除の申請が可能な期間
平成26年（1月～12月）	平成28年5月（注2）～平成28年6月
平成27年（同上）	平成28年5月（注2）～平成29年6月
平成28年（同上）	失業の前月（注2）～平成30年6月
平成29年以降	失業の前月～平成30年6月（注3）

（注1）失業した日は離職日の翌日です。12月31日に離職したときは翌年が失業の事由が発生した年となります。

（注2）申請時点から2年1ヶ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできないため、平成28年4月以前の期間は申請することができません。

（注3）平成30年7月以降の免除申請は、平成30年7月から受付可能です。

●朝倉市役所（代表）☎ 22-1111 FAX 22-1118

○住民票や税証明書等が夜間・休日・郵送でも受け取れます

仕事などの都合で、平日は市役所に行く時間がない人は、ぜひご利用ください（次の3通りの取得方法があります）。

1. 夜間・休日に警備員室で受け取れます
2. 毎週水曜日は19時まで証明発行窓口を利用できます
3. 証明書等の郵便請求もできます



▲庁舎南側入口



**市民課
税務課**

○地域密着型サービス事業者を公募

《受け取ることができる証明書等》

- ・住民票
- ・納税証明書
- ・所得（課税）証明書
- ・資産証明書
- ・評価証明書
- ・公課証明書
- ・固定資産名寄帳写し

※印鑑登録、マイナンバーカードの受け取りの場合は、運転免許証など必要なものがありますので、事前に市民課へお問い合わせください。

また、マイナンバーカードの交付を別の庁舎に変更する場合は、交付希望日の3日前（土日祝日を除く）までに市民課へ電話してください。

3. 証明書等の郵便請求もできます

朝倉市から遠方へ転出した人が証明書などを請求する場合や、どうしても市役所まで受け取りに行けない人は、郵便請求が便利です。

※詳しくはお問い合わせください。

問 市市民課戸籍住民係（☎ 22-1113）または市税務課住民税係（☎ 28-7562）

- ・個人事項証明書（戸籍謄本）
- ・個人事項証明書（戸籍抄本）
- ・印鑑登録
- ・マイナンバーカード
- ・身分証明書
- ・印鑑証明書
- ・全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・印鑑登録
- ・納税証明書
- ・所得（課税）証明書
- ・資産証明書
- ・評価証明書



《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

- ・公課証明書
- ・固定資産名寄帳写し
- ・印鑑登録、マイナンバーカードの受け取りの場合は、運転免許証など必要なものがありますので、事前に市民課へお問い合わせください。
- ・地域密着型サービスを整備する事業者を募集します。

※募集要項、提出書類などは、市ホームページをご確認ください。

■申込方法：市介護サービス課（本

1. 事業所

■対象地域：市内全域

■申込期間：6月1日（金）～20日（水）17時

■申込期間：6月1日（金）～20日（水）17時

問 市介護サービス課給付育成係（☎ 28-7586）

○ジェネリック医薬品を利用してしませんか（希望シールを活用しませんか）

【ジェネリック医薬品の使用は患者負担の軽減や医療費の抑制につながります】

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の製造・販売の特許期間満了後に同じ有効成分で作られ、同等の効用であることを国が承認した医薬品のことです。新薬に比べ低価格のため、薬代が安くなります。

朝倉市での使用割合は目標未到達

朝倉市国保のジェネリック医薬品の使用割合は、平成27年度の65%から平成29年度は74%へ、増加傾向にあります。が、国の目標値の80%には到達していません。

ジェネリック医薬品を希望するときは

医師や薬剤師へ口頭で伝えるか、ジェネリック医薬品希望カードやシールを貼つた保険証を提示してください。

市では、朝倉薬剤師会と連携して、4月からおくすり手帳用に「ジェネリック医薬品 希望シール」を作成

▲お薬手帳貼付用シール

平成28年度・29年度実績で、国民健康保険、後期高齢者医療保険あわせて、475万円（総医療費）の「薬」につながっています（下表参照）。

①飲み忘れ、使用期限が分からぬなどの残薬がある
②残薬を「おくすり相談バッグ」または自宅にある袋に入れ、お薬手帳と一緒にかかりつけ薬局へ持参

朝倉市（国保・後期高齢者医療保険）における削減額・件数

	国民健康保険		後期高齢者医療保険		総医療費における削減額合計
	件数	削減額	件数	削減額	
平成28年度	387件	92万円	606件	154万円	246万円
平成29年度	374件	87万円	694件	142万円	229万円
合計					475万円

※実績6ヶ月間の集計です。

○保険年金課

しました。シールは朝倉薬剤師会所属の薬局にありますので、ジェネリック医薬品への切り替えなど気軽に尋ねください。

【おくすり相談バッグ運動も継続中】

厚生労働省の報告書によるところ、日本全国の在宅患者における飲み忘れ等の残薬は1年間で約500億円分と推定されています。市では、平成28年度から朝倉薬剤師会と連携し、おくすり相談バッグを活用した残薬削減に取り組んでいます。

朝倉市（国保・後期高齢者医療保険）における削減額・件数

	国民健康保険		後期高齢者医療保険		総医療費における削減額合計
	件数	削減額	件数	削減額	
平成28年度	387件	92万円	606件	154万円	246万円
平成29年度	374件	87万円	694件	142万円	229万円
合計					475万円

※実績6ヶ月間の集計です。

○介護保険運営協議会委員を募集

介護サービス課

市では、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護保険事業計画に基づく施策の実施状況等を調査・審議する委員を募集します。

■条件：市内在住の40歳以上の人で、年数回の会議に出席できること
■任期：辞令交付の日から3年間
■募集人数：3人以内
■選考方法：書類審査（結果は後日、郵送で本人へ通知します）
■申込期限：6月20日（水）
■申込方法：市介護サービス課（本



問 市介護サービス課給付育成係（☎ 28-7586）

●朝倉市役所（代表）☎ 22-1111 FAX 22-1118

児童に関する3つの手当を支給します

【児童手当】

家庭等における生活の安定に寄与することも、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

■対象：中学校修了前まで

■支給額（一人当たり月額）

『3歳未満』1万5千円

『3歳以上小学生』1万円（第3子以降は1万5千円）

『所得制限超過世帯（特例給付）』

『中学生』1万円

『離婚や死別などで、父親または母親がい児は20歳未満』等を対象に手当を支給する制度です。母子・父子世帯等の生活安定と自立を促進することを目的としています。

■支給日：6月8日、10月10日、平成31年2月8日

■提出方法：6月初旬に送付する「児童手当（特例給付）現況届を必ず提出してください」

現況届は、手当を受給している人が引き続き手当を受けるために必要な手続きです。

■支給日：8月10日、12月11日、平成31年2月8日

■支給額（月額）「4月分（平成30年8月支給分）」

4万2500円（全額支給の場合）

■支給額（月額）「4月分（平成30年8月支給分）」

2万40円、第3子以降は6020円が加算されます。

子ども未来課

下水道課

合併処理浄化槽の受付

市では、市設置型浄化槽の区域（集合処理以外の区域）に個人で設置した合併処理浄化槽について、希望する場合、寄付を受け付けます。寄付後は使用料を市に支払うことになり、浄化槽は市の責任で管理します。

■申請書配布場所：市下水道課（本

府5階）、朝倉・杷木支所

■申請受付：所定の申請書を市下水道課（本府5階）に提出。

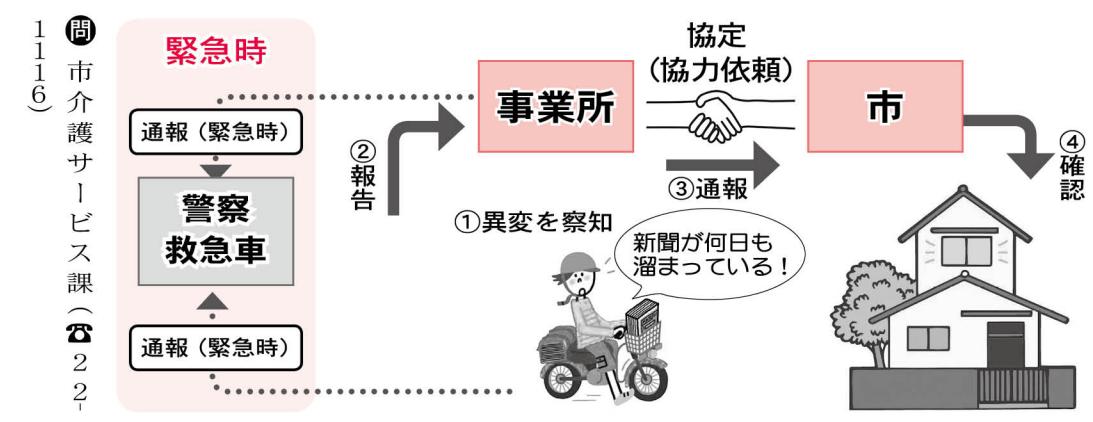
※寄付採納には、法に定められた清算・保守点検の状況のほか、いくつ

かの条件があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域における見守り活動が重要です。市は、「一人暮らし高齢者等の見守り活動」に関して、市内事業所と協定書・協力依頼書を取り交わしています。協力事業所は日常業務の中で、高齢者等宅の異変に気付いた場合、市に連絡します。市は、通報を受け、速やかに安否を確認し、必要な支援を行っています。

協定・協力依頼を締結している事業所など

- ・新聞販売店（西日本新聞社、読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社）
- ・九州電力甘木営業所
- ・日本郵便株式会社九州支社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・LPG協会
- ・筑前あさくら農業協同組合
- ・エフコープ生活協同組合久留米支所
- ・グリーンコープ生活協同組合ふくおか
- ・日本生命保険相互会社（協力依頼）
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社（協力依頼）



高齢者等見守り活動

介護サービス課

標準農作業賃金を決定

農業委員会事務局

朝倉市郡（朝倉市・筑前町・東峰村）の平成30年度春季標準農作業賃金が、表のとおり決定しました。この賃金表は、農作業を受託ま

す。市農業委員会事務局（☎ 521-1896）

平成30年度春季標準農作業賃金表
朝倉市郡【朝倉市・筑前町・東峰村】

作業名	金額（円）	備考
機械田植え	10ヶ当たり	苗別
請負田植え	10ヶ当たり	機械・苗代（20箱）含む
耕起	1箱	育苗箱別
	春田すき	10ヶ当たり
代かき	10ヶ当たり	5,800
一般農作業（農繁期短期間のみ）	8時間／日	賄別
果樹作業	8時間／日	賄別
麦乾燥	1袋当たり	500 コンバイン1袋
麦刈り（フレコン）	10ヶ当たり	13,900
麦刈り（一般）	10ヶ当たり	14,200 運搬
土壤改良剤散布	10ヶ当たり	1,600